

下記の建設工事について次のとおり電子入札により入札を執行するので、姶良市契約規則(平成22年姶良市規則第45号)第2条及び姶良市電子入札運営要綱(平成22年姶良市告示第21号)第8条の規定に基づき公告する。

令和2年10月29日

姶良市長 湯元 敏浩

工事発注表	
発注番号	第2-106号
工事発注部課名	姶良市 教育部 教育総務課 (電話番号0995-62-2111 内線 229 FAX番号 0995-63-3690)
発注工事種別	管工事
工事名	建昌小学校1号棟手洗器設置工事
工事場所	姶良市東餅田地内
入札方法	条件付(電子)一般競争入札
工事概要	手洗器15箇所設置 ステンレス製レバーハンドル5箇所設置 給水配管:1号館南側埋設配管から分岐 北側 外壁高さ2階FL付近に本管を配管し各手洗器へ分岐
工期	契約締結日の翌日から令和3年3月19日
予定価格(消費税抜き価格)	16,682,000円
最低制限価格の有無	有(最低制限価格を定めるので、その価格を下回った者は、落札外とする)
工事費内訳書の提出の有無	有
発注区分・条件	本公告の日以前に姶良市に本社・本店を置き姶良市入札参加資格(格付区分管A)に格付けされている者
前払い金	有(契約金額の40%以内)
入札保証金	免除
契約保証金	有
閲覧期間	令和2年10月29日 8時30分から 令和2年11月12日 17時まで 閲覧場所: 姉良市 工事監査課 閲覧室
入札書等送付方法	かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトを使用して提出すること。
入札参加資格確認書類	入札参加申込書を電子データで添付してかごしま県市町村電子入札システムポータルサイトを使用して提出
入札説明書説明請求期限	令和2年11月10日 17時15分まで
参加資格申請書受付期間	開始日時 令和2年10月30日 8時30分 終了日時 令和2年11月9日 13時00分
参加資格確認通知時刻	開始日時 令和2年11月 9日 13時00分 終了日時 令和2年11月9日 17時00分
本工事に関する質問方法	方法 FAX送信 受付場所 教育部 教育総務課 教育施設係 質問締切日時 令和2年11月10日 17時00分
本工事に関する回答方法	質問の回答は、質問書受理後に随時個別にFAXで回答
入札書受付期間	開始日時 令和2年11月11日 8時30分 終了日時 令和2年11月13日 9時00分
開札予定年月日・場所	開始日時 令和2年11月13日 13時00分 場所 姉良市 工事監査課
契約担当課	姶良市 教育部 教育総務課 教育施設係
参加資格に関する事項	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を有する者で、現行の姶良市入札参加資格業者名簿に登録されている者。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。 (5) 対象工事に現場代理人及び建設法第26条による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、姶良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成23年姶良市訓令第16号)の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続きの決定を受けている者若しくは更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続きの決定を受けている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。
入札の無効に関する事項	(1) 談合その他不正な行為があつたと認められるもの。 (2) 工事費内訳書の提出がなされていない入札。 (3) 入札書の工事名と工事費内訳書の工事名が相違する入札。 (4) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。
落札者の決定方法	予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格で入札した者を落札者とする。
落札者の契約書案等の提出	落札者は落札決定通知を受けた翌日から7日以内に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。
注意事項	(1) 主任技術者、監理技術者は、入札参加申込日から3箇月以内に雇用された者でないこと。 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (4) 工程表、現場代理人及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (5) 各標準仕様書及び関係書類を工事着手前に提出すること。 (6) 建設業者退職金共済組合掛金収納書を契約書と一緒に提出すること。 (7) 工事費内訳書を提出すること。 (8) 受注機会の確保及び均等受注を図るために、手持ち工事・指名回数・技術者数を総合的に判断し、入札の参加条件に制限を加えることがある。